

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会報告書（概要）

第 1 章 都立立川国際中等教育学校への附属小学校の設置

1 これまでの検討経過

- 世界で活躍する人間を育成することを目指し、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築するため、「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」を設置（平成 25 年 4 月）
- 都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会は、都立小中高一貫教育校の基本的な構想を取りまとめた「都立小中高一貫教育校の設置に関する検討結果」を報告（平成 27 年 11 月）
- 都立立川国際中等教育学校に附属小学校を設置し、小中高一貫教育校として、国際色豊かな教育環境を整備することとした「都立高校改革推進計画・新実施計画」を策定（平成 28 年 2 月）

2 設置の基本的枠組

| | |
|-------------------|--|
| 設置 | 都立立川国際中等教育学校の伝統及びこれまでの教育実績を踏まえた小中高一貫教育校として、附属小学校を新たに設置 |
| 設置形態 | 小学校及び中等教育学校 |
| 課程・学科 (中等教育学校) | 全日制課程普通科（中等教育学校後期課程） |
| 学期 | 三学期制 |
| 学校規模 | 1,440 人規模を想定（小学校と中等教育学校の合計） ◇ 小学校（第 1 学年～第 6 学年） 各学年 80 人（第 1 学年で 80 人を募集） ◇ 中等教育学校（第 7 学年～第 12 学年） 各学年 160 人（第 7 学年で 80 人程度の募集） |

| | |
|--------------------------|---|
| 海外帰国児童・生徒、在京外国人児童・生徒の受入れ | ◇ 特別枠を設け、海外帰国児童・生徒及び在京外国人児童・生徒を募集 ◇ 特別枠の募集人数は、現在の募集状況等を考慮し、今後検討 ◇ 募集時期は、第 1 学年及び第 7 学年において受入れ |
| 開校予定年度 | 平成 34 年度 |

3 教育理念等

(1) 教育理念

次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する。

(2) 教育方針

- 自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てる。
- 世界で通用する語学力を育み、それを支える言語能力を向上させる。
- 日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てる。
- 異学年との学習活動や地域連携、国際交流を通じて、他者を思いやり、協働して新しい価値を創造する力を育てる。

(3) 生徒の将来の姿

高い言語能力を活用して、世界の様々な人々と協働するとともに、論理的な思考力を用いて、諸課題を解決し、様々な分野で活躍する人材

第2章 教育課程

◆ 教育課程の基本方針

小学校から中等教育学校までの12年間を一体として捉え、児童・生徒の発達等に応じて適切な学習内容の配置及び指導を実践する、柔軟な教育課程を編成する。

◆ 教育課程編成の基本的な考え方

- 児童・生徒の発達や行動を考慮した、小学校から中等教育学校までの教科の構成や学習内容の効果的な配置と体験活動の重視
- 「探究の時間(仮称)」の有効的な活用
- 論理的な思考力や表現力を鍛えるため、国語教育の重視
- 高い語学力を身に付けさせるため、英語教育の重視
- アイデンティティ確立のため、日本や世界の歴史の学習、日本の伝統・文化や異文化理解の学習の推進
- 異学年交流、特別支援学校等他の学校との交流や国際交流、地域活動等による、多様な価値観の受容と社会参画意識の向上
- 企業や大学等と連携した学習活動による、世界で活躍しようとする意欲の向上

【第1学年～第6学年(小学校)】特に以下のことについて留意

- 言語能力の向上と計算や観察・実験の基礎的な力の確実な定着
- 早期からの系統的・継続的な語学教育の推進
- 地域活動、ボランティア活動、異文化体験及び自然体験の重視
- 少人数授業や習熟度別授業の効果的な実施
- 高学年からの専門性の高い指導の段階的な導入と充実

【第7学年～第12学年(中等教育学校)】特に以下のことについて留意

- 第10学年において「探究の時間(仮称)」の設定(3か月程度を想定)

- ・ 国内や海外において、研究、留学、インターンシップ、ボランティア等の活動

- ・ 探究の時間に充てる他教科の授業時間の確保

- 他の小学校から入学する生徒と本校附属小学校から進学する生徒の一体感の確立
- 教育課程を工夫することなどにより無理なく留学できる環境を創出

◆ 教育課程の特色

(1) 教育課程の概要

12年間一貫した教育課程を編成し、論理的思考力を高めるとともに、異学年や異文化経験者等と交流し、国内外で様々な体験活動を行う中で、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせ、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成する。

(2) 各段階で育てたい力

ア 第1学年～第6学年(小学校)

基礎学力の徹底的な定着と個々の児童の特性に応じた指導を行い、特に以下の力について重点的に育成する。

- 論理的に思考する力
- 身近な事柄について、外国語で簡単なやり取りができる力
- 身近な人々と協働することができる力
- 体験から課題を見いだす力

イ 第7学年～第12学年(中等教育学校)

幅広い教養を活用し、生徒自らが将来に向けて個性と能力を発揮できる指導を行い、特に以下の力について重点的に育成する。

- 批判的に吟味する力
- 幅広い話題について、外国語で明確かつ的確に考えを表現できる力
- 多様な人々と協働することができる力
- 体験を踏まえて省察する力

(3) 論理的思考力等の基盤となる言語能力を育成

- 各教科等の学習を通じて、想像力、論理的思考力、批判的思考力、判断力、表現力等の基盤となる言語能力を育成する。

(4) 語学力と言語能力の育成

- 語学力と言語能力の育成を重点事項とし、言語能力を基礎とする深い思考力に支えられた語学力を育み、卒業までに日本語と英語により自分の考えを口頭及び文章で明確に表現できる生徒を育成する。
- 少人数や習熟度別による指導のほか、英語以外の教科の内容を英語で学習する内容言語統合型学習(CLIL)やICTを活用した交流活動等を効果的に導入する。
- 第1学年から第6学年までにおいては、英語で考えや気持ちを伝え合う能力を育成する。
- 第7学年から第12学年までにおいては、英語により幅広い話題について情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする能力を育成する。
- 小学校から第二外国語に触れる機会を設け、中等教育学校では第二外国語を選択必修とし、英語以外の外国語を習得できる環境をつくり、語学力とそれを支える言語能力を育成する。

(5) 道徳性の^{かん}涵養

- アイデンティティの確立とともに多様な価値観を受容する態度を育み、協働して新しい価値を創造する力を育てる。
- 児童・生徒が主体的に考え、議論する授業などを行い、様々な人々と関係を構築できる力を育成する。

(6) 体力の向上

- 休み時間等を活用した運動時間を設定したり、遠泳や遠距離徒歩大会などの学校行事を設定し、自立し健康に生活しながらたくましく生きるための体力を向上させる。

(7) 学校行事の充実

- 小中高一貫教育の良さである第1学年から第12学年までの異年齢集団や、都立学校として東京都の地域や施設を活用した学校行事を充実させる。(例：第1学年から第12学年までの全学年合同による音楽祭やスピーチコンテスト、西多摩・島しょ地域への宿泊体験等)

◆ 教職員等

(1) 管理職

- 校長については、小学校から中等教育学校までの一体的な運営の実現や全体的な方針等の迅速な決定を可能とするため、小学校と中等教育学校を兼務できる者を配置することが望ましい。
- 副校長については、幅広い年齢層の児童・生徒を指導する教員組織を適切に管理・運営できるよう複数名配置することが望ましい。

(2) 教職員等

- 小学校における早期からの英語教育の実施や教科担任制の導入、中等教育学校における探究の時間(仮称)の実施などに必要な教職員等の資質向上のための研修等を行っていく必要がある。
- 日本語力が十分でない海外帰国児童・生徒及び在京外国人児童・生徒のために、日本語の指導ができる教員等の配置や、外国語を専門とする教員以外にも外国語による対応が可能な教員及び事務職員等の配置を検討していく必要がある。

第3章 施設・設備

◆ 考え方

都立小中高一貫教育校の教育理念等についての検討結果を踏まえ、学校の特色を生かしながら12年間の体系的で一貫した教育を効果的に展開できることを可能とする施設を整備していく。

◆ 施設の基本計画

○ 施設整備方針

- ・ 中等教育学校については、現行の都立立川国際中等教育学校を利用することを基本とし、小学校については、隣接する曙グラウンドに校舎等を新設する。
- ・ 小学校の設置に当たっては、空中歩廊を設けるなど、児童・生徒の安全及び中等教育学校との一体的な運営を考慮する。
- ・ 異学年での交流活動を展開するに当たり必要な活動スペース等の設置や、教育課程展開上必要となる講義室の設置、ICT機器の充実等、施設の整備を行う必要がある。

○ 主な施設・設備の整備内容

- ・ 交流活動の拠点となる図書室・パソコン室・視聴覚室・自習室を一体化させたラーニング・コモンズ(仮称)や国際交流室等を整備する。
- ・ 少人数・習熟度別授業による補充的な学習や発展的な学習を積極的に展開したり、特色ある選択教科・科目を設置するため、講義室を整備する。

◆ その他

児童の安全と健康を考慮し、路線バスの増便など、駅から学校までの通学方法についても検討する必要がある。

第4章 入学者決定方法等

1 応募資格

通学区域は、児童の安全と健康に配慮し、例えば通学時間が一定の時間以内(50分程度)になる区市町村名を明記するなど、第1学年の児童が通学可能と思われる地域を東京都教育委員会が指定する。

※ 中等教育学校は現行どおり

2 入学者決定方法

小学校については、第1次から第3次まで実施し、入学者を決定する。

| | |
|-------------|---|
| 第1次 (抽選) | 応募者が一定数を超えた場合のみ、抽選を実施する。 |
| 第2次 (検査) | 第1次通過者を対象に、適性検査を実施する。 ※ 適性検査は学力を問わないものとし、学校が必要と考える一定の資質や能力をもつ者全員を通過者とする。 |
| 第3次 (抽選) | 第2次通過者を対象に抽選を実施し、入学者を決定する。 |

※ 中等教育学校は現行どおり

3 在籍していた児童・生徒の転学・編入学

都立小中高一貫教育校に在籍していた児童・生徒の転学・編入学については、以下のとおりとする。ただし、検査等において適性を認められなければならない。

- (1) 小学校に在籍していた児童が、転学・退学した後、再度小学校に転学・編入学することは、不在年数を問わず、可とする。
- (2) 小学校に在籍していた児童が、転学・退学した後、中等教育学校に転学・編入学することは、第8学年以内であれば、可とする。
- (3) 中等教育学校(前期課程)に在籍していた生徒が、転学・退学した後、再度中等教育学校に転学・編入学することは、2年以内であれば、可とする。

4 進学

本校附属小学校から中等教育学校への進学については、本人の日常の成績等を基に、学校が進学者を決定する。

※ 進学可能な人数の定員は設けない。

5 その他

入学者決定方法等の詳細は、今後、別途委員会を設置して検討する。